

令和7年度第12回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和8年3月13日(金)
午後 15時01分～16時30分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 13名

(会場参加)

上原 亀一	委員	内間 学	委員	玉城 啓時	委員
八前 隆一	委員	藤田 喜久	委員	城間 恒浩	委員

(Web参加)

赤嶺 博之	委員	栗國 雅博	委員	西村 昂平	委員
柳田 一平	委員	大谷健太郎	委員	新立 弘子	委員
松尾 晋哉	委員				

事務局職員

井上 顕	(事務局長)	米丸 浩平	(主任書記)
松崎 遣大	(主任書記)	本永 文彦	(主任書記)
中田 祐二	(主任書記)		

○事務局(井上) ただいまより、令和7年度第12回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に本日の出席状況を確認させていただきます。事前に山内委員、山川委員から欠席のご連絡がありました。会場には上原会長、内間委員、玉城委員、八前委員、藤田委員、城間委員の6名にお越しいただいております。ウェブでは、赤嶺委員、栗國委員、西村委員、柳田委員、大谷委員、新立委員、松尾委員の7名にご参加いただいておりますので、定数15名に対し、13名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

なお、松尾委員が16時までと伺っておりますので、先に報告事項の「委員会指示の適用範囲について」から進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規定第6条により、議長は会長が務めることとなっております。それでは上原会長、よろしくお

願いいいたします。

○上原会長 はい、皆さんこんにちは。
(こんにちはという声)

○上原会長 これより本日の会議を進めさせていただきたいと思います。本日は、議案が7件と報告事項が1件提案されておりますので、ご審議願いいいたします。また審議に先立ちまして、本日の議事録署名人には、八前委員、藤田委員のお二人に願いいいたします。よろしく願いいいたします。

[報告事項1 ソデイカの採捕に係る委員会指示の適用範囲について]

○上原会長 それでは、先ほど事務局の方から説明がありましたが、先に報告事項から進めさせていただきたいと思います。報告事項1件、事務局の方から説明を進めてください。

○事務局（米丸） はい。それでは事務局からご説明いたします。報告事項1の資料をご覧ください。ソデイカの採捕に係る委員会指示の適用範囲について。ソデイカ操業の沖合化やソデイカの採捕に係る委員会指示の取締強化に伴い、当該委員会指示の適用範囲の明確化を求める声があったことから、松尾委員や水産庁にご確認いただき、考え方を整理しましたのでご報告いたします。

概要にまとめていますので、こちらで説明したいと思います。まず、以前から説明しているとおりですが、漁業法には、適用範囲を正面から具体的に定めた規定はなく、水産庁は法の一般的効力として、日本の領域（EEZ）内の全員に適用される「属地的効力」のほか、同法の目的から、何ら境界がない公海や外国のEEZ内でも日本国民に適用される「属人的効力」があるとの解釈を示しております。委員会指示の適用範囲を争った例はありませんが、漁業調整規則においても、その効力が公海に及ぶうことを多くの判例等で支持されているところです。

また、ソデイカの採捕に係る委員会指示に関しては、本県EEZを超える公海まで分布回遊するソデイカの生態を鑑みれば、広域に及ぶ漁業調整が必要と認められます。

従って、前述の属地的・属人的効力からすると、本県漁業者に対しては、公海上まで効力が及ぶうが、他県の漁業者に対しては本県のEEZ内に適用されるといえます。

ただし、都道府県が取締可能な範囲や他県漁業者に適用される範囲とのバランスも考慮すれば、概ね沖縄県のEEZ適用範囲とするのが適当であるとの整理に至りました。

なお、県境についても、念のため補足しておきます。

令和7年10月14日に鹿児島県と県境について協議した結果、従来沖縄県が周知してきた県境に基づき当該海域の取締りを行うことに関して、鹿児島県から特に意見はないと口頭で回答がございました。ですので、27度線や日本海側に関しては28度線をもとに取締りを行うことに対して、鹿児島県から特に支障はないということでしたので、本県は本県として取り締まることができるということになります。

事務局からの説明は以上ですが、2ページ以降に松尾委員や水産庁と調整した際の資料も掲載しておりますので、こちらも適宜ご確認いただければと思います。以上になります。よろしくお願いいたします。

○上原会長 はい、報告ありがとうございました。この報告に関して、松尾委員が色々アドバイスいただいているようですので、松尾委員から何かコメントがあればお願いしたいと思いますが、ございますか。

○松尾委員 はい。今し方事務局からご報告あったとおりの内容になります。ちょっと難しい話になってくるんですけども、その辺はつきりさせた方がいいなと感じたのは、取り締まりをしっかりとしていくという前提であれば、誰がどう見たって取り締まられるという所であれば問題は生じないんですが、問題になるのはギリギリのラインだろうと感じていますので、取締側がここはしっかりとルールをもう1回見直して、どの範囲を取り締まるべきなのか、ということを考えたほうがいいのではないかと。争われたとしてもここは大丈夫だということをしかり確認した方がいいだろうと思い、意見をさせていただいたところです。

今説明があったとおり、属人主義、その人が何県に属しているのかとか、属地主義、どこでの問題なのかとか、法律でいうと例えば、日本人が海外でやったとしても日本の法律で取り締まる場合もありますし、海外の方が日本でやった場合は日本の法律で取り締まれる、という視点があるんですけども、両方が適用されるところであれば間違いはないだろうということで、沖縄県の範囲内であれば、自県の漁業者であろうと他県の漁業者であろうと取り締まることは問題ないだろうということですかね。本県漁業者に対しては公海上でも効力は及ぶんだけど、バランスも考えて概ね沖縄県のEEZの範囲内で取り締まっていくということでよいのではないかと結論に落ち着いたということになります。

委員会指示の効力が絶対的に、ここから先、県のEEZ以外に全く及ばないかっていうと、きちぎちに突き詰めていくとそうではないですが、一応のところはバランスを考えてこれでよいだろうという結論になっています。逆にわかりにくかったかもしれませんが、私からは以上です。

○上原会長 はい、松尾委員ありがとうございました。

委員の皆様から、何かご意見ご質問がございましたらお願いします。
いかがでしょうか。はい、柳田委員どうぞ。

○柳田委員 先ほどの 27 度、28 度というのは緯度のお話だったんですかね。これ、緯度はどこからが 27 度でどこからが 28 度って決まってるんですか。太平洋側が 28 度ってことだったんですかね。

○事務局（米丸） はい。ソデイカの周知パンフレットがあると思うんですが、そちらの地図のとおりです。概ね太平洋側が 27 度、日本海側が 28 度となっております。

○柳田委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○上原会長 はい、他ございますか。

特にご質問等はないようですので、報告事項の委員会指示の適用範囲の考え方については、先ほど報告したとおり県としては進めさせていただくということになろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

【第 1 号議案 令和 8 年度の浮漁礁敷設承認基数の決定について】

○上原会長 それでは議事の方に入らせていただきます。第 1 号議案、令和 8 年度の浮魚礁敷設承認基数の決定について提案をいたします。事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） はい。事務局からご説明いたします。第 1 号議案の資料をご覧ください。前回委員会においてお示しした令和 8 年度浮魚礁敷設承認予定数案について、その後、各敷設者あてに事前通知した結果、いずれの者からも異議はありませんでした。つきましては前回お示しした令和 8 年度浮魚礁敷設承認予定数案（別紙 1）のとおり、各敷設者の承認基数を決定することについて、ご審議をお願いします。

2 ページに承認予定数案を添付しておりますが、前回と変更ありませんので、こちらでの説明は割愛したいと思います。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。今事務局から説明がございましたが総数で 142 基の承認を予定するということですね。はい。了解です。

ただいまの提案について、何かご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

はい。特にご意見等ないのでお諮りをいたします。第 1 号議案について、事務局提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(はいという声)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第1号議案については、提案のとおり承認することといたします。

[第2号議案 浮漁礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の更新について]

○上原会長 次に第2号議案、浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の更新について、提案をいたします。事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） 事務局からご説明いたします。第2号議案の資料をご覧ください。

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する沖縄海区漁業調整委員会指示7第1号は、令和8年3月31日をもって有効期間が終了することから、新たな指示を発動する必要がありますので、内容及び指示の発動についてご審議願います。

こちらは時点修正のみの予定でしたが、法規部署との調整で2点修正しておりますので、ご説明いたします。

1つ目は、「場合」と「とき」の使い分けで、重ねて使う場合は大きな条件が「場合」、小さな条件が「とき」とするのが通例のようです。

2つ目が、第5の3ですね、「緯度、経度のいずれかが2分以上またはその両方が2分以上離れている場合は協議書を添付」という内容でしたが、「又はその両方」という文言がなくても意味は同じではないかとのご指摘がありましたので、修正しております。

ページが飛びまして8ページ以降に新旧対照表を添付しておりますが、10ページから12ページの該当箇所にもマーカーを引いておりますので、適宜ご確認ください。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま、第2号議案についての説明が終わりました。本件について、何かご意見ご質問等ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

特に番号等の修正ということで大きな変更はございませんし、ご意見もないようですのでお諮りをしたいと思います。第2号議案について、事務局提案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

(はいという声)

○上原会長 はい。ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第2号議案については、事務局提案のとおり承認することといたします。

〔第3号議案 八重山沿岸海域の産卵場保護区に係る委員会指示の更新について〕

○上原会長 次に第3号議案。八重山沿岸海域の産卵場保護区に係る委員会指示の更新について、提案をいたします。事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） 事務局からご説明いたします。第3号議案の資料をご覧ください。

八重山沿岸海域の産卵場保護区に係る沖縄海区漁業調整委員会指示3第2号は、令和8年3月31日をもって有効期間が終了することから、新たな指示を発動する必要がありますので、内容及び指示の発動についてご審議願います。

この委員会指示の経緯について、枠内に記載しておりますので、ご説明します。当該保護区の取組は、八重山漁協が、平成20年から自主管理として、漁協で資源管理規程を定めて実施しているものです。

こちらは、当初から国や県の研究機関とも連携して、マリンレジャー業者や遊漁者等にも広く周知しながら取り組んでいるものですが、漁協の資源管理規程では組合員にしか規制が及ばないため、海域利用者全般が守るべきルールとするため、令和2年度に漁協から当委員会あてに委員会指示化の要望があり、令和3年度から今年度まで現行の委員会指示を発動しているところです。

まもなく指示の有効期間満了になりますが、先日、同漁協から委員会指示継続の要望がありましたので、指示の更新についてご審議いただくものとなっています。

同漁協の資源管理規程の取組に変更がないことから、委員会指示の内容には変更はありませんが、変更の内容としましては、指示番号や年月日の時点修正と、指示期間を資源管理規程の期間に揃えるよう修正しておりますので、後ほどご説明したいと思います。

2ページに、同漁協が国や県と連携して毎年周知をしているポスターを掲載していますのでご確認ください。こちら旧暦で規制しておりますので毎年新しいポスターを作っているとのことです。上のピンク色の記載が今回の取組の内容になりますが、6か所の産卵場保護区で産卵集群が形成される旧暦の3月から4月の2ヵ月間、全ての水産動植物の採捕を禁止するものです。

3ページに同漁協からの要望書を掲載していますのでご確認ください。こちら読み上げていきたいと思えます。沖縄海区漁業調整委員会指示3第2号の指示期間の更新について要望ということで、八重山漁協の代表

理事組合長から沖縄海区漁業調整委員会会長あての要望書が届いております。

貴委員会におかれましては、平素より県下漁業調整等にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて八重山諸島の沿岸海域における水産動植物の保護培養を図るため、当組合資源管理規程のうち、産卵期における禁漁区域について、沖縄海区漁業調整委員会指示3第2号として指示をして頂いておりますが、指示の有効期間が来る令和8年3月31日で満了となっております。

当組合において当該海域の保護区設定は、地域漁業の持続性の確保を図る上で最重要事項と位置付けており、現在まで資源管理規定を継続しているところであります。

同取組みは、海面利用(業)者内外にも広く認知がなされつつありますが、地域漁業の持続、発展を図る上でも当該海域の保護区設定は必要不可欠でありますので、当該指示の期間更新について、下記のとおり要望致します。

ということで指示の更新の期間が、令和8年4月1日から令和10年8月31日、期間満了日設定の理由が、共同漁業権並びに当該資源管理規程の有効期限の満了年月日と同日にすることにより、管理、運用の整合性等が担保されるため、となっております。

添付資料として、八重山漁協の資源管理規程と同規程の認可書が4ページ以降に添付されております。

4ページから資源管理規程を添付しておりますが、5ページの産卵場保護区が取組が先ほどのポスターのとおりとなっております。6ページにありますけれども、産卵場保護区を取組以外にも、こちらの規程では共同漁業権全域において体長制限の取組も行われているところです。こちらも参考までにご確認いただければと思います。

8ページが、県からの同規程の認可証になっておりますが、資源管理規程は水産業協同組合法に基づく漁協の規程として、総会同意や知事の認可を受けて定められるものとなっております。

9ページからが委員会指示ですが、11ページから新旧対照表を掲載しておりますのでこちらでご確認をお願いします。変更点は下線を引いておりますが、委員会指示とするにあたり、旧暦を新暦に変換する必要がありますので、各年に保護期間を記載しているほか、13ページの第3です、指示の有効期間を、前回5年間と設定しておりましたが、今回は資源管理規程の末日と合わせて、令和10年8月末までとしております。

事務局からの説明は以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま、第3号議案についての説明が終わりました。本件について、何かご意見ご質問等ありましたらお願いをいたします。

はい。特にご意見ご質問等はないようですので、進めさせていただきます。第3号議案について、事務局提案のとおり承認するということによってよろしいでしょうか。

(はいという声)

○上原会長 はいありがとうございます。ご異議等ありませんので、第3号議案については、事務局提案のとおり承認することといたします。

【第4号議案 沖縄県資源管理方針の変更について】

○上原会長 次に第4号議案、沖縄県資源管理方針の変更について、提案をいたします。事務局より説明をしてください。

○事務局（松崎） はい。事務局からご説明させていただきます。第4号議案につきましては、先月の委員会でも同様の諮問をさせていただいたところではあるのですが、一部、水産庁から内容の修正をするよう指示を受けたところでしたので、今回の委員会で改めて諮問をさせていただくものでございます。資料の内容につきましても重複する箇所が多数ございますので、変更している箇所のみ、かいつまんでご説明をさせていただきます。

まず表紙をご覧ください。一番下の段落、太字で書かれている米印の箇所、読み上げさせていただきます。先月、お諮りしましたが、変更内容に誤りがありましたので再度諮問するものです。

今回提案をさせていただく記載が、「法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項」となっております。前回諮問させていただいた内容が、「法第26条第1項及び第2項並びに第30条第1項及び第2項」となっていたものでございます。変更の意図といたしましては、先月諮問させていただいた内容の場合ですと、この各条項の内容が同時に発生するという場合のみを規定しているのですが、これらのものはすべて独立して発生するものですので「若しくは」「又は」というような表記に変更するようにということで国から指示を受けたものでございます。

では添付資料のご説明に移ります。2ページをご覧ください。こちらは、県知事から海区漁業調整委員会への諮問書になっておりまして、左上、沖縄県諮問農第17号として改めて令和8年3月12日付で諮問をさせていただきます。

次の3ページをご覧ください。2番の沖縄県資源管理方針の変更についての3つ目の丸印をご覧ください。読み上げます。第11回委員会にて諮問及び答申された改正案について、法第14条第10項により準用する同条第5項に規定する農林水産大臣の承認を申請したところ、国から規制を修正するよう指示があったことから、修正した内容について再度諮問する必要が生じたというところでございます。

次の3番に今後のスケジュールを記載しております。1つ目の丸、令和8年3月13日、本日でございます。今回の諮問後に速やかに答申をいただきたいと考えているところでございます。その後、令和8年3月中旬から下旬ごろにかけて国との手続きを進めて参りまして、農林水産大臣からの承認をいただきたいと考えております。こちらの資源管理方針の変更につきましては、令和8年4月1日付での変更を予定しております。

次に4ページから6ページに、沖縄県資源管理方針の本則、変更後の内容を掲載させていただいております。変更箇所のみご案内いたしますので5ページをご覧ください。第6、その他資源管理に関する重要事項。この中の1番、漁獲量等の情報の収集の(2)ですね。漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、というような文章に変更がなされるものでございます。7ページは新旧対照表となっておりますので各自でご確認をお願いいたします。

最後に11ページに、今回の答申案をつけさせていただいておりますので、こちらでのご審議をお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

○上原会長 はい。ありがとうございました。第4号議案についての説明が終わりました。本件について何かご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

本件については軽微というか国からの指摘によるものの変更だけですので、特にご異議がないと思いますが、とりあえずお諮りをいたします。本件について、事務局提案のとおり異議のない旨答申をするということによろしいでしょうか。

(はいという声)

○上原会長 はいありがとうございます。ご異議等ありませんので、第4号議案については事務局提案のとおり、承認することといたします。

[第5号議案 くろまぐろに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定等について]

○上原会長 次に第5号議案、くろまぐろに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定等について、提案をいたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（松崎） では事務局からご説明をいたします。第5号議案につきましては、令和8年度の知事管理くろまぐろ漁業に関する漁獲可能量の設定と、令和8管理年度中に想定されております漁獲可能量の変更について、事前に諮問し、答申をいただく内容となっております。

ではまず令和8管理年度の当初配分に関する部分からご説明をさせていただきます。1ページからご覧ください。

冒頭から読み上げます。令和8管理年度沖縄県知事管理くろまぐろ漁業の当初配分は、令和7年12月19日付7水管第2402号において小型魚が1.0トン、大型魚が236.5トンとなることが農林水産大臣より通知をされております。こちらの数量は令和7年度と同様となっております。

次の段落です。漁業法第16条第1項において知事は、都道府県資源管理方針に即して都道府県別漁獲可能量を知事管理区分に配分する数量（以下「知事管理漁獲可能量」と申します。）を定めることが規定されております。また、同条第2項において知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くことが規定されておまして、令和8年2月24日付け沖縄県諮問農第16号により、当委員会へ諮問書が提出されている状況でございます。

ではまず諮問の状況から確認させていただきますので、2ページに移りいただけますでしょうか。こちらが沖縄県知事から、令和8年2月24日付で提出されております、沖縄県諮問農第16号となっております。

諮問の内容につきましては（別添）の方をご覧くださいなのですが、まず1番の令和8管理年度知事管理漁獲可能量についてというところで、今回の配分についてご提案をいたします。

次に、3番のくろまぐろに関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知というもので、国から数量が通知をされておりますので、こちらも併せて確認をいただきたいと思います。

まず別添1、令和8年度知事管理漁獲可能量について、資料3ページになります。具体的な数量につきましては、まず小型魚から説明いたします。第1、くろまぐろ（小型魚）、都道府県別漁獲可能量が1.0トンで配分をされておりますところ、沖縄県くろまぐろ（小型魚）漁業に1.0トン全量を配分するという提案でございます。続きまして第2、くろまぐ

ろ（大型魚）の配分量について提案いたします。都道府県別漁獲可能量が 236.5 トン、国から配分をされておりまして、その内訳が、知事管理区分に配分する数量でございます。まず知事管理漁獲可能量としまして、各管理区分の合計が、最上段に 212.9 トンでございます。留保枠につきましても各管理区分に設定されておりますが、その合計が、最上段の右側、23.6 トンとしております。内訳といたしまして、前期の知事管理漁獲可能量が 201.9 トン、留保枠が 21.6 トンでございます。後期の知事管理漁獲可能量が 1.0 トン、留保枠が 1.0 トンでございます。最後に太平洋沿岸が 10.0 トン、留保枠 1.0 トンという内容でございます。こちらの内容につきましても令和 7 年度の当初配分と同様の数量でのご提案となっておりますので、ご承知おきいただけますと幸いです。

では続きまして国からの通知をご確認をいただきたく存じますので、資料 5 ページにお進みください。別添 3 でございます。こちらは、令和 7 年 12 月 19 日付で農林水産大臣より通知をされているものでございまして、この記の表をご覧くださいののですけれども、くろまぐろ（小型魚）で、沖縄県分といたしまして 1.0 トン、くろまぐろ（大型魚）が 236.5 トンで配分されているものでございます。こちらの配分方法についてなんですけれども、都道府県資源管理方針に則って設定をされているものでございまして、その具体的な配分方法につきましては、資料の 8 ページ、ご覧くださいでしょうか。こちら資源管理方針の別紙 1－2、くろまぐろ（大型魚）の第 3、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準ということで定められたものでございまして、こちらの 2 番の表に従って、配分した数量となっているところでございます。ここまでが当初配分に関する説明でございます。

続けて、この管理年度中に発生する漁獲可能量の変更についての事前諮問について、確認をさせていただきたいと思えます。1 ページにお戻りいただけますでしょうか。それでは 4 段落目、先ほどの続きから読み上げさせていただきます。

また、例年同様に令和 8 管理年度においても、国からの追加配分や他の都道府県との漁獲可能量の融通等により、漁期中に知事管理漁獲可能量の変更を行う必要があると想定されております。

変更にあたっては、同条第 5 項において準用する同条第 2 項により関係海区漁業調整委員会の意見を聴くことが規定されておりますが、漁期中においては漁業管理を円滑に行うために手続きを迅速に行うことが必要となっております。

こちらの具体的な変更の内容について、確認をお願いしたいと思います。

す。資料の4ページをご覧くださいでしょうか。右上に別添2と記載された資料でございます。

具体的に今回諮問させていただく変更の内容につきましては、2番の取扱いの項をご覧ください。2番の冒頭から読み上げます。下記の事由による変更は、沖縄県資源管理方針に規定する配分の基準に則して行われるものであり、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、同方針の配分の基準に従って速やかに実施することとするとしております。また、当委員会に対しましては、変更後の事後報告という形で皆様にお知らせをさせていただく予定でございます。

では内容について①から順に確認させていただきます。①、国の資源管理基本方針等の変更により本県への配分が増減した場合でございます。こちらは、令和7管理年度の未消化分、繰越数量という場合がありますが、こちらを利用した国からの追加配分ですとか、他県との漁獲可能量の融通などによって、本県に配分される漁獲可能量に変更された場合に伴う知事管理漁獲可能量の変更について記載されたものでございます。

知事管理方針の記載も併せて確認させていただきますので、8ページにお進みいただけますでしょうか。第3の5をご覧ください。読み上げます。国の資源管理基本方針の変更などにより、本県に配分される都道府県別漁獲可能量が増減した場合、前期中であれば、前期の知事管理漁獲可能量、後期中であれば後期の知事管理漁獲可能量を、それぞれ増減させるものとする定められておりますので、こちらの内容に沿った変更というところでございます。

では次の変更内容について確認いたしますので、再度4ページにお戻りください。取扱い②でございます。前期（4月～7月）の漁獲可能量及び留保枠に残余が生じた場合でございます。後期（8月から翌年3月）の管理開始にあたり、前期の未消化分を後期の漁獲可能量に充当する措置に伴う漁獲可能量の変更でございます。こちらの内容につきましても、同様に資源管理方針の中で定めがございますので、8ページ、ご覧ください。第3の4になります。読み上げます。前期の知事管理漁獲可能量及び留保枠に残余が生じた場合は、それらの残余の数量を後期の知事管理漁獲可能量に加算するものとする定められておりますので、こちらに沿った変更となっているところでございます。

最後に③、漁獲可能量の超過分を留保する留保枠から充当する場合についてご説明しますので、再度4ページをご覧ください。想定外の来遊等により管理区分の漁獲可能量が超過した際に、留保枠から必要数量を充当する措置に伴う変更でございます。こちらについては資源管理方針

の記載は8ページ、第3の3に記載がございます。当該知事管理区分の漁獲量が、想定外の来遊等によりやむを得ず当該知事管理漁獲可能量を超えた場合、当該知事管理区分の留保枠からその超過分の充当ができることとすると定めているものでございます。

以上3点につきましては、ご確認いただきましたように資源管理方針に則った機械的な変更となっておりますので、今回事前に諮問をさせていただきたいという内容となっております。

以上、前段で説明させていただきました令和8管理年度の当初配分と、後段でご説明させていただいた漁期中の変更について、併せて諮問をさせていただくものでございます。最後に答申案につきましては資料の10ページに添付されておりますので、併せてご審議のほどよろしく願いいたします。事務局からの説明は以上となります。

○上原会長 はい。ありがとうございます。ただいま、5号議案について説明が終わりました。本件について、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○上原会長 はい、藤田委員どうぞ。

○藤田委員 内容については特に異論はありませんが、参考までに令和7年管理年度知事管理漁獲可能量とか留保枠はどの程度使ったか、もし分かったら教えてください。すぐ出なかったら、後日でもいいです。

○上原会長 じゃあ事務局お願いします。

○事務局（松崎） 藤田委員ご質問ありがとうございます。

大変恐縮ですが、今ちょっとすぐ確認ができなくて、情報確認後に共有させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○上原会長 はい、ありがとうございます。他ございますか。

はい。八前委員どうぞ。

○八前委員 内容については特にはないですが、10ページの答申ですが、令和8管理年度じゃないでしょうか。以上です。

○上原会長 事務局どうぞ。

○事務局（松崎） はい。八前委員ご指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます。軽微な変更というところで事務局の判断で修正させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。柳田委員どうぞ。

○柳田委員 基本的なところで教えていただきたいんですけども、くろまぐろの大型魚、小型魚のそれぞれの定義を教えてください。

○上原会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局（松崎） 柳田委員ご質問ありがとうございます。ご用意させ

ていただいている資料の中にはないんですけれども、これは国の方が定めているところでございます、重量 30 キロ未満のものが小型魚、30 キロ以上のものが大型魚となっているところでございます。

本県におきましてはくろまぐろは産卵回遊のために来遊したものを利用している状況でございますので、30 キロを下回るような小型魚が漁獲された実績もほとんどないというところもあって、こういった配分数量になっているところでございます。以上です。

○柳田委員 ありがとうございます。続けてなんですけれども、今年度の他県からの融通ってというのは、何か予定とかかわかったりしますか。

○上原会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局（松崎） ご質問ありがとうございます。管理年度中であればどの時期でもできるというものですので、管理年度終了するまで最終的な結果はわからないではあるんですけれども、現時点で予定している融通というのはないところでございます。

ただ一方で、既に山形県から 2 トン融通をしていただいた実績がございますので、この 2 トンについては本県の漁獲可能量として反映されているところでございます。以上でございます。

○柳田委員 ありがとうございます。

○上原会長 他ございませんか。

特にご異議ご質問等ないようですのでお諮りをいたしたいと思います。第 5 号議案について、事務局提案のとおり、異議のない旨答申するというところでよろしいでしょうか。

（はいという声）

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第 5 号議案については、事務局提案のとおり承認することといたします。

【第 6 号議案 マチ類資源保護区（北タイキュウソネ）における委員会指示違反について】

○上原会長 次に、第 6 号議案、マチ類資源保護区における委員会指示違反について、提案をいたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（米丸） 事務局からご説明いたします。第 6 号議案の資料をご覧ください。沖縄海区漁業調整委員会指示 5 第 2 号に定めるマチ類資源保護区である北タイキュウソネ区域内において、令和 7 年 6 月 21 日・7 月 4 日、9 月 20 日に一本釣りによる違反操業が 3 件、確認されました。本件の違反者に対し沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針に基づき、委員会から警告文書等発出する事務局案についてご審議をお

願ひいたします。

なお、本来であれば速やかに議案を提案すべきでしたが、3件続いたことやソデイカ等、案件が立て込んでいたこともありまして、提案が遅くなってしまったことをお詫び申し上げます。

それでは、本件に対する事務局案ですが、3件とも違反事実を認めておりますので、違反者あて警告文書と関係漁協あてに指導依頼の文書を発出したいと考えております。

まず2ページに、委員会指示を掲載しておりますのでご確認ください。こちらの中段ですね、北タイキュウソネに関しては、5月～11月までが保護期間となっており、保護期間中はひき縄釣り以外の漁法により水産動植物を採捕してはならないことになっておりますので、こちらに違反したのになります。ページ飛びまして4ページに位置図を掲載しておりますのでご確認をお願いします。沖縄本島から南西の方、北タイキュウソネ5月～11月禁漁となっている場所、こちらで違反があったということになります。

5ページから6ページに委員会指示違反に対する処分方針を抜粋していますが、6ページのとおりマチ類保護区の違反は重大な違反であり、5ページのとおり初回は警告処分することとなっています。7ページに指示違反者に対する手続きフローを掲載しておりますので、こちらは適宜ご確認ください。

8ページ以降に違反の概要と処分案を掲載しておりますので、順に説明したいと思いますが、3件とも総合事務局からの情報をもとに聴取を行ったものです。

まず8ページから、事案1件目になります。操業日時が令和7年6月21日午後3時57分。操業位置が北緯25度47.5分、東経126度37.7分、北タイキュウソネのマチ類資源保護区内ということです。写真のとおり、ちょっと墨消ししていますけれども、このような写真の提供がございました。9ページからが質問顛末書になります。ちょっと抜粋してご説明していきますが、相手方が渡嘉敷漁協所属の正組合員で、令和7年11月10日午後1時～午後3時の間に聴取を行っておりまして、令和7年6月21日に北タイキュウソネのマチ類新保護区で行った一本釣りによる漁法について、沖縄海区漁業調整委員会指示5第2号に違反した事実があることから、同人に対し漁業法第157条第1項に基づき出頭を求め、報告を徴したものです。

5、今回のことに心あたりはありますかという問いに対しては、あります。水産庁の取締船から操業をやめるように言われたのでという

回答でした。

10 ページに進みまして、6 の下の方、取締船に注意された際は、北タイキウの北という認識で、北タイキウ保護区内にいたという認識はなかったとのことでした。

7、目北タイキウソネマチ類資源保護区内が保護期間中であることを知っていたかという問いに対しては、知っていたが、保護区の区域を緯度経度で正確には調べておらず、航海計器にも区域を入力していなかった。7、8 年前から日台巡視を始めたが、その頃から北タイキウソネが往復の通り道になった。それ以前はパヤオ等をメインで操業していて、マチの保護区については詳しく知っていたわけではないということでした。

8、保護期間中の保護区内ではひき縄釣り以外の漁法により水産動植物を採捕してはならないということを知っていたかという問いについては、知っていたとのことでした。

飛ばしまして、10、下の方です。保護区内である北緯 25 度 47.5 分、東経 126 度 37.7 分の位置で一本釣り操業を行っていたことは間違いありませんというふうに認めております。

11、今後の方針についてどのように考えていますかという問いに対しては、保護区の区域は、緯度経度の数値 GPS に入力したので、船の上でも正確な保護区の位置がわかるようになった。今後は注意して違反がないようにしたいということでの供述をしております。

13 ページと 14 ページに、違反者に対する警告文書と、漁協に対する指導依頼の文書がありますので、こちら読み上げていきたいと思っております。

違反者あて、海区漁業調整委員会の会長からの警告文書です。

委員会指示違反に対する警告について（通知）

当委員会は漁業法第 120 条 1 項に基づき、水産動植物の繁殖保護、漁業権等の適切な行使及び漁場の使用に関する紛争の防止等を目的として、関係者に対し、沖縄海区漁業調整委員会指示を発出し、水産資源の管理と漁業秩序の維持に努めてきたところです。

しかし、貴殿においては、下記のとおり、委員会指示の違反が確認されましたので、今後、違反行為を行わないよう警告します。

ということで、違反者へ違反条項、沖縄海区漁業調整委員会指示 5 第 2 号、採捕の制限違反ですね、違反に供用した船舶の情報、違反事実として、沖縄海区漁業調整委員会指示 5 第 2 号に定めるマチ類資源保護区である北タイキウソネ区域内において令和 7 年 6 月 21 日午後 3 時 57 分、一本釣り漁業を営んだものである、という警告文書になっております。

14 ページに進みまして、漁協あての指導依頼文書ですね。所属漁協の代表理事組合長あて、沖縄海区漁業調整委員会の会長からの文書です。

委員会指示違反に対する警告について（依頼）

貴組合員に係る船舶においては、別紙写しのとおり、沖縄海区漁業調整委員会指示の違反が確認されましたので、違反者に対し文書で警告を行ったところです。

つきましては、今後二度と違反行為を行わないよう指導お願いします、ということで先ほどの警告文書を添付して、指導依頼を行う予定です。

続きまして 15 ページから 2 件目になります。操業確認日時が令和 7 年 7 月 4 日午後 5 時 23 分、操業位置が北緯 25 度 48.1 分、東経 126 度 38.2 分、北タイキウソネの保護区内です。その他の情報としては、視認時に手釣りを行っており、呼びかけに手を上げて応じたとのこと。その下が提供いただいた写真やレーダー図になっております。

続きまして 16 ページをご確認ください。こちらは浦添宜野湾漁協の正組合員で、令和 7 年 10 月 10 日午前 9 時～10 時の間に聴取したものです。

5、今回の件に関して心あたりがあるかという問いに対しては、あります。その航海はマグロー一本釣り操業を行って、帰りがけ、自分で食べる分ビタロー等を釣ろうと思い保護区付近で釣りをしました。その際に水産庁の取締船が私の船のすぐ横に来て注意されたので、とのこと。

17 ページに進みまして、6 の中ほど、7 月 4 日は、ちょうど帰る日でしたが、港に向かう前に北タイキウソネマチ保護区の南側の区域外で釣りを開始しました。

7、北タイキウソネマチ類資源保護区域内が保護期間中であることを知っていましたかという問いに対しては、知っていました。8 の保護区内でひき縄釣り以外の漁法により水産動植物を採捕してはならないということも、知っていたとのこと。

9、保護区内で一本釣り操業を行っていたことを分かっていたかという問いに対しては、最初は保護区の南側の区域外でビタロー等を狙っていて違反はないと思っていたが、風や潮で流されて知らないうちに入っていたようで、水産庁の取締船に注意されて初めて違反を知ったとのこと。

18 ページに進みまして、5 行目、こちらにも北タイキウソネマチ類資源保護区内である位置で一本釣り操業を行っていたことは間違いなく、認めております。

今後の方針についても、マグロメインですが、保護区付近に近いときは十分注意して違反にならないようにする。旨、供述しております。

19、20 ページに警告文書と指導依頼の文書がありますが、先ほどと同様ですので、説明は割愛したいと思います。

21 ページからが事案3になります。令和7年9月20日午前0時19分に操業を確認したもので、確認位置が北緯25度54.4分、東経126度47.2分で北タイキウソネ保護区域内、その他関連情報として、操業（釣り）中で、注意指導後も保護区内に滞在ということで、写真とレーダーの情報提供がございました。

22 ページからが質問顛末書で、那覇市沿岸漁協の正組合員に令和7年11月4日に聴取を行ったものです。

こちら心あたりは、あります、水産庁の取締船に注意をされたので、ということで、23 ページに進みまして、6、令和7年9月20日前後の行動については、マグロ狙いで餌のイカ釣りから開始して、その後マグロ狙いで一本釣りを開始した。その場所での釣りは20日0時30分くらいにやめた。水産庁の取締船に注意されてから20分くらい後だったと思うとのことです。

7、保護期間中であることを知っていたかに関しては、知っていた。ただしマチ類限定で禁止されていると思っていて、場所もマチのいる浅い水深帯の場所限定と思っていた。自分の周りの海人も同様の認識の人ばかりと思うとのことでした。

8、保護期間中はひき縄釣り以外の漁法により水産動植物を採捕してはならないということを知っていたかという問いに対しても、よく知らず、水産庁の取締船で注意され、電光表示板にそのように表示されたのでそこで知ったとのことです。

9、保護区内での一本釣り操業を行ったことは分かっていたかに関しては、自分が区域内にいるとはわかってはおらず航海計器に区域も入力していなかったとのことです。

10、その時の状況についてですね、サーチライトで照らされ眩しく、また違反の認識がなかったので腹立たしい思いがした。

自分が集魚灯を消したら、取締船もサーチライトを消し、また電光表示装置に、「現在、マチ類保護区では、曳縄以外の漁法での採捕禁止」というような文章が見えたので、そこで違反していることを理解した。

水産庁の取締船のレーダー画像に記録されているように、北タイキウソネマチ類資源保護区内である位置で一本釣り操業を行っていたことは間違いのない旨を認めております。

しかしそこで釣りを開始したのではなくて、もっと北西の保護区域外から開始し、流されて入ってしまっただけのことです。

11、注意指導後も滞在した理由については、注意を受けたあと、20 分ぐらいシーアンカーを入れていたが、それはエンジン音により内容が聞き取れなくて、最初は理解できなかったからで、電光表示装置の表示でわかった後はシーアンカーを揚げて区域外に移動した、とにかく最初は違反の自覚がなかった旨、供述しております。

25 ページに進みまして 13、今後の方針については、違反していたことが分かったので、今後は注意し、違反のないようにするとのこと。

26、27 ページが違反者に対する警告文書と、漁協に対する指導依頼の文書ですが、同様の内容ですので、説明は割愛させていただきます。

長くなりましたが事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま、第 6 号議案についての説明が終わりました。本件について、何かご意見ご質問等ありましたらお願いをいたします。

はい。西村委員どうぞ。

○西村委員 マチ類以外での操業でも違反になりうる件に関して普段、我々が目にするような、この 4 ページのマチ類資源保護区の概要ってやつで書かれてはいますが、頭に大きくマチ類資源保護区の概要で書かれているので、もう私も含めてそこを見て、マチ類を獲る目的じゃない漁師さんたちが自分たちには関係ないっていう認識で、その書類を読まないっていうことがあるんですね。

今後、こういう周知の方法として、なにかしら変えていくという考えがあるかどうかと言うのを聞きたいですね。

○上原会長 はい、事務局どうぞ。

○事務局（米丸） ご質問ありがとうございます。マチ類資源保護区のポスターに関しては、那覇市沿岸漁協の違反者や組合長からも言われましたが、確かにわかりにくいというところはあろうかと思います。いい周知の方法、パンフレットの内容を考えていきたいと思いますが、今、ぱっと思いつくこととしては、文言を入れるとか、(2)を太字にする、字を大きくする、赤くするとか。そういう内容でわかりやすく周知したいと思いますし、必要があれば、全体にマチ類に限らずひき縄釣り以外はやっちゃだめだよということを改めて周知できればと思います。

はい。周知したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○西村委員 はい。検討していただけているなら、それでよろしく申し上げます。以上です。

○上原会長 はいありがとうございます。他ございますか。

特にご意見もないようですので、お諮りをしたいと思います。第6号議案について、違反者に対して、事務局案のとおり、警告文を発出することによってよろしいでしょうか。

(はいという声)

○上原会長 はい。ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第6号議案については、事務局提案のとおり警告文等の発出を行うことといたしたいと思います。

【第7号議案 公文書管理規程の制定について】

○上原会長 次に第7号議案。公文書管理規程の制定について、提案をいたします。事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） 事務局からご説明いたします。第7号議案の資料をご覧ください。公文書管理規程の制定について、令和8年4月1日から施行される沖縄県公文書等の管理に関する条例では、第10条において実施機関ごとに文書管理規定を設け、これを公表しなければならないとされております。

つきましては、知事部局の沖縄県公文書管理規程に準じ、当委員会においても公文書管理規程案を作成しましたので、この制定についてご審議願います。

こちら、単純に知事部局に準じるという文言で済ませればよかったのですが、ある程度網羅的に定めるように指示がありましたので、非常に長いですが、4ページから62ページまで、沖縄県公文書管理規程と比較する形で規程を添付しております。こちらを説明する時間はございませんので、2ページの方で簡潔に説明したいと思います。

沖縄県公文書管理規程との差異というところで説明をいたします。

まず読替に関して、「知事部局」を「委員会」に、「部局の職員」を「事務局の職員」というふうに読みかえております。また、県の規程では、総括文書管理者から文書管理主任まで、知事部局では部局長や課長、班長等、様々な役職を充てておりますけれども、当事務局では事務局長以外は主任書記や書記しかいないため、文書管理者にまとめて事務局長を充てております。

次に文書の書類に関して、5番目、6番目になります。委員会には条例や規則、訓令の制定権限はなく、また、指令、達、諮問という文書の利用はないことから、こちらを削除しております。その他様々ありますけれども、最後に51ページの雑則だけご説明させていただきたいと思います。

大分先ですが、51 ページをお開きください。第 10 章の雑則というところにまとめておりますけれども、この告示に定める他は、知事部局の例によるか、文書管理者、事務局長が別に定めるというふうに規定しております。

また、法規部署からの方からですね、他の行政委員会でも同様の規程を作成中でして、他の委員会の規定と見比べて別表の並び順を入れ替える等の修正はまだあるかもしれないという旨は伺っております。条項の入れ替え等の修正も含めて、軽微な修正として事務局に一任いただけますと幸いです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○上原会長 はい。今、何か難しい説明ですが、第 7 号議案について何かお気づきの点、ご意見ご質問等ありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

藤田委員どうぞ。

○藤田委員 ちょっと根本的な話ですけど、これは海区漁業調整委員会の業務範囲になるのですか。それを定めているものがあるのですか。これを審議しないといけないのか、これ実際あんまり意味がわからないけど、委員会でこれを審議しないといけないのか、ベースになるルールっていうか、海区漁業調整委員会の規則なり何かあるのですか。その中に、こういうことを議論するって書かれているのかってことです。

そこをちょっと聞きたいです。

○上原会長 はい。事務局お願いします。

○事務局（米丸） はい。すみません。漁業法や漁業調整規則に関連する業務ではないかと思うのですが。

海区漁業調整委員会は、地方自治法に基づいて必置の委員会とされておりまして、この規程を定める根拠としましては、沖縄県公文書等の管理に関する条例第 10 条において、実施機関ごとに公文書管理規定を設けなければならない、ということになっておりますので、これは各行政委員会において、議論をした上で定める必要があろうと義務づけられているものにはなります。

すみません。明確な説明になっていないかもしれませんが、根拠としては条例に基づいて実施機関ごとに定めるというものになります。

○上原会長 はい。城間委員どうぞ。

○城間委員 ありがとうございます。確認したかったのが、シンプルに考えて我々委員にこれが適用される範囲というのは、こういったところになるかというところですが、例えば、ここで職員っていう言葉が出

てきますが、我々はその職員にあてはまるのかっていうところですか、その書類を外部に持ち出してはならないって書いてありますが、私たちはこういう資料を持って帰りますよね。そういったところが該当するかどうか、私たちに適用されるのかというのを聞きたかったのですが。

○上原会長 はい。事務局お願いします。

○事務局（米丸） 職員に関しては、事務局職員を想定しておりますので、委員は該当しないことになります。基本的にはこの規程自体も、事務局の中で、適正な公文書管理を行うという目的で定められているものなので、委員として持ち帰られた文書をみだりに外部に配ったりしない限り、手元にある限りは問題ないものと考えております。

○城間委員 わかりました。安心しました。ありがとうございます。

○上原会長 はい。他ございますか。

提案理由のとおり、県が公文書等の管理に関する条例に基づいて、各実施機関で文書管理規程を設けなさいということによる制定だということと、あとは委員の皆さんに特に制限を加えるものでもないということでもございますので、また今後一部修正等もあろうかと思いますが、軽微な修正等も含めて、事務局提案のとおりご承認いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（はいという声）

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第7号議案については、一部修正等も事務局に一任することも踏まえてですね、提案のとおり、承認をすることといたします。

以上で本日の議事はすべて終了いたしましたので、最後に付帯決議をとらせていただきます。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

（はいという声）

○上原会長 ありがとうございます。ご承認をいただいたということといたします。それでは以上で審議を終わります。スムーズな議事進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは以降、事務局進行をお願いします。

○事務局（井上） はい。上原会長、議事の進行ありがとうございます。また委員の皆さんもお忙しいところご参加いただき、ありがとうございます。本日は令和7年度最後の委員会になります。また、今年度一年間大変お世話になりました。次回もよろしくお願いいたします。

（どうもありがとうございました。お疲れ様でした。という声）

令和8年3月13日

議長

議事録署名人

議事録署名人